道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣 は、 道 路 交通 法の 部を改 正 する法律 律 令 和 元年法律第二十号) の <u>ー</u> 部  $\mathcal{O}$ 施行 に伴い、 並 び ) に道 路交

通法 (昭 和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号、 第九十条第一項ただし書及び第五号、 第九十二条

の二第一項、 第九十七条の二第一項第三号、 第百条の二第一項本文及び第四号並びに第百二条の二、 同法第

百 五条第二項にお 7 · て 準 甪 する同 法第百四条  $\mathcal{O}$ 四第 五. 項及び第六項並 びに同う 法第百七条の二、 第百十二条第

項、 第百 十四四 条  $\mathcal{O}$ 六並 一びに第 百 二十五条第 項及び第三項  $\mathcal{O}$ 規定に対 基づき、 この 政 令を 制定する。

道 路 交通 法 施行 令 (昭 和 三十 五 年政令等 第二百七十号) の <u>ー</u> 部を次の ように 改 正す る。

第一 条 中 「歩行 補助 車及びショ ッピング・ カート (これらの車で」を「次に掲げるもの に改め、 同条

に次の各号を加える。

一 歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート

レ ル 又は 架線によらないで通行させる車であつて、 次のいずれにも該当するもの (前号に掲げるも

のを除く。)

1 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当す

ること。

口 車体  $\mathcal{O}$ 構 造が歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

第三十三条の六の二に次の一号を加える。

六

前各号に掲げるもののほか、

公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと。

第三十三条の七第一項第三号中 「第百五条」を 「第百五条第一項」に改める。

第三十四条の三第二項に次の一号を加える。

五. 法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定により運転経歴証 明書の交付を受け

た者

第三十四条の三第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十九条の二の 四の見出し を削り、 同 条の前に見出しとして「(運転経歴証明書の交付)」 を付し、 同

条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二の五 法第百五条第二 項において読み替えて準用する法第百四条の四第五 項の政令で定める

者は、 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証 の有効期間が満了する日 におい . て次

の各号のいずれかに該当する者とする。

法 第 九 + 条 第 五 項、 法第 百三条第 項若しく は 第四 項 法 第百 兀 条の二の三 一第 五. 項 E お 1 7 潍 用 する

場 合を含む。) 若しく 、は法第一 百 匹 \_ 条 の二の三第三項の 規定による免許  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ 基 準 文は法 第九 十 条第

六 (項若 しくはは 法 第百三条第二項  $\mathcal{O}$ 規定による免許  $\mathcal{O}$ 取消 しの 要件に該当し て 1 る者

法第 九 十条第五 項、 法第 百三条第 項若しく は 第 匹 項 法 第百 兀 条の二の三第 五 項 んにお 7 て 準 甪 する

場 合を含む。) 若しく は 法 第 百 兀 条 の <u>-</u> 一の三第 項若 しく は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 にこ ょ ŋ 免 許  $\mathcal{O}$ 効 力 が 停 止 され

又はこれら  $\mathcal{O}$ 規定 に よる免 許  $\mathcal{O}$ 効 カ の 停 止  $\mathcal{O}$ 基 準 12 ・該当し 7 1 る者

三 法第 百 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により 効力を失 つた免許の全てについ 、て法第一 百条の二第一 項の基準 準該当初心

運 転 者 (同 項各号の 11 ずれ かに該当する者及び 同 項  $\mathcal{O}$ 再試 験に合格 した者を除 く。 <u>、</u> に 該当し て 1 る者

前 条  $\mathcal{O}$ 規定 は 法第 百 五. 条第 二項 E お 1 て準 用 す んる法第 百 兀 条  $\mathcal{O}$ 兀 第六 項  $\mathcal{O}$ 規定 によ る運 転 経 歴 証 明 書

2

 $\mathcal{O}$ 交付 に 0 V て 準 用す る。 この 場 合に お 1 て、 前 条中 同 条 第 五. 項 とあ る  $\mathcal{O}$ は 法 第 百 五. 条 第 二項 に お

1 7 読み替えて準 用する法第百 兀 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 五. 項」と、 同 条第二項」 とあ るの は 「法第百 五. 条 第 項」 لح

「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする。

第三十九条の四中第三号を削り、 第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項中

五百円

(第三十三条

千四百円

(第三十三

げるやむを得ない理

掲げるやむを得ない

の六の二第六号に掲

条の六の二第六号に

五. 百円

千四百円

を

四百円)	る試験にあつては、	きなかつた者に対す	新を受けることがで	由のため免許証の更
、四百円)	する試験にあつては	できなかつた者に対	更新を受けることが	理由のため免許証の
_				

に改め、同表免許証交付手数料の項中「千百五十円」の下に

者であつて、 (第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない 法第. 九 十七条の二 第 一項第三号に該当 L 理由 7 同 項 のため免許証 0 規 定  $\mathcal{O}$ 適用を受け の更新を受けることができなかつた たものに 対する交付に あ 0

ては、 八百円) を加 え、 同 表免 許 証 再交付 手 数料  $\mathcal{O}$ 項中 「二千三百 五. 一十円」 を 「千百円」 に改 8 る

別表第二 を、 「積載物で の一の表中 重量制品 「 積 限 超過 載物 重量 (普通等十割 制限超過 以上) (大型等十割以上)」の下に「、 の 下 に  $\overline{\phantom{a}}$ 携帯電 話使用等 携帯電話使用等 (保持)」 を加え、 (交通 0) 「しや 危険

断踏切立入り」 を 遮断踏切立入り」 に改 め、  $\neg$ 携帯電 話 使用等 (交通の危険) 及 び 携帯電話 使用

は 等 20 保保 持) を 又は を削 20 り、 から22 別 表 まで」 第二の に改め、 備考 **の** 二  $\mathcal{O}$ 同 表 6 中 の備考の二の8中 16 を に改 め、 か 5 44 同 まで、 表  $\mathcal{O}$ 備 46 考 から の 二  $\mathcal{O}$ 60まで又は 7 中 17 62 \_ 19 を 又

Ļ 表 同 を 72 Ļ か ま 99 5 表 で  $\mathcal{O}$ か 24 とし、 カン 同 備  $\mathcal{O}$ 72 を 5 90 ら 46 備 102 考 カゝ ま 93 表 5 で 考 までとし、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ か まで、 を 備 81  $\mathcal{O}$ 54 5 考 まで、 84  $\mathcal{O}$ か 97 0 5 ま  $\mathcal{O}$ か 44 を 48 5 で 中 70 47 73 まで 91 同 か  $\mathcal{O}$ 中 5 ま か 表 36 18 中 を で 61 ら82までとし、 19  $\mathcal{O}$ 備考 を 55 とし、 同 まで又は し カゝ を 表 \_ 5 B 19  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 断 20 同 71 備 63 踏 表 考 に までとし、 に 切 改  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 97 立 同 備 に改 改 め、 中 入 め、 表 考  $\mathcal{O}$  $\neg$ (y) め、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 同 91 48 備」 53 \_\_ 表 同 中 を を削 考 同 表 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\neg$ の 二 表 備 82  $\mathcal{O}$ 遮 46 備 り、 中 \_ 考 50 の備考の二中  $\mathcal{O}$ の <u>ニ</u> 考 断 を  $\neg$ 踏 の 二 52 を 71 45 に 切 中 中 \_ 48 改 <u>\f\</u> 中 54 32 \_ を め、 44 とし、 入 を 47 に  $\overline{47}$ (y 103 を 改 同 46 とし、 を削 を 49 め、 表 に とし、 に 48  $\mathcal{O}$ 改 改 カュ 34 り、 同 備 め、 め、 5 考 37 表 51 に の <u>ニ</u> 46 102 か  $\mathcal{O}$ 102 103 103 とし、 まで 改 同 5 を 同 備 中 め、 表 48 表 考 43 を とし *の* 97 ま  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 備 50 で 同 備 を 中 考 表 考 98 を か 98 の 二 5 *(*) とし、 39 45  $\mathcal{O}$ 91 53 備 か を か を ら 101 中 5 47 までとし、 考 中 92 36 *の* 82 92 45 を を か までを ま 中 38 83 5 で لح 同 71 لح لح 83 96

22 置 を 携 同 号 帯  $\mathcal{O}$ 電 話 通 使 話 用  $\mathcal{O}$ た 等 8 ( 保 に 持) \_ 使 用 L とは、 又 は 法第 自 動 七 車 · 若  $\bar{+}$ し 条第 < は 五. 原 号 動 機  $\mathcal{O}$ 五 付 自  $\mathcal{O}$ 規 転 定 車 に に 持 違 反 5 込 L て ま 同 れ 号 た  $\mathcal{O}$ 同 号 無 線  $\mathcal{O}$ 画 通 像 話 表 装

示

用

装

置

を手で

保

持してこれに

表示

され

た

画

像

を

注

視

する行う

為

15

に

規定する場合を除

を

Ĺ

21

カゝ

5

35

まで、

を 23

か

5

37

までとし、

20

を21とし、

その

次に

次のように加

える。

別 表第二の 備考の二中 19を20とし、 15 か 5 18 まで を 16 か 5 19までとし、 14  $\mathcal{O}$ 次に次の ように加 える。

15 携 帯 電 話 使用 等 (交通  $\mathcal{O}$ 危 険) とは、 法第 七 + 条第 五 号  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ 規 定 に 違 反 す る 行 為 同 号

 $\mathcal{O}$ 規定に違反し、 よつて道路 に おける交通 .. の 危険を生じさせた場合に限る。 を 1 う。

別 表第六 の 六 の項中 「速度超過 (二十五以上三十未満)」 0 下に 「又は携帯電話使用等 (保持) を加え

同 表の十二の 項中 し \$ 断踏 切立入り」 を 遮 断 踏切立入り」 に改 め、 同 表  $\mathcal{O}$ 十六  $\mathcal{O}$ 項 中 携带 電 話 使

用 等 (交通  $\mathcal{O}$ 危 険 \_\_ を削 り、 同 表  $\mathcal{O}$ + 八  $\mathcal{O}$ 項 中 携 帯 電 話 使 用 等 (保持) \_ を削 り、 同 表  $\mathcal{O}$ 備 考 0  $\mathcal{O}$ 

7 中 別 表 第二  $\mathcal{O}$ 備 考 *の* 二  $\mathcal{O}$ 18 を 別 表 第二  $\mathcal{O}$ 備 考 *の* ニ  $\mathcal{O}$ 19 \_ に 改 め、 同 表  $\mathcal{O}$ 備 考 の 二  $\mathcal{O}$ 9 中 別 表 第二

 $\mathcal{O}$ 備 考の二  $\mathcal{O}$ 45 \_ を 別 表第二  $\mathcal{O}$ 備考の二の 47 \_ に 改め、 同 表  $\mathcal{O}$ 備考 **の** 二  $\mathcal{O}$ 12 中 別表第二  $\overline{\mathcal{O}}$ 備 考の二  $\mathcal{O}$ 44

を 別 表 第二の 備考の二の 46 \_ に改め、 同 表 の備考の二の 14 中 「別表第二の備考の二の 82 を 別 表第二

の備考の二の83」に改める。

附則

(施行期日)

1 この 政令は、 道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和元年十

月一 日 から施る 行する。 ただし、 第三十九条の 四の改 Ē 規定は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行する。

## (経過措置)

2 この 政令の 施行の日から令和三年三月三十一日 までの間は、 この政令による改正後の道路交通法施 行令

第三十九条の二の五第二項の規定の適用については、 同項中 「同条第五項」とあるのは 「同条第五項 0 規

定による申請をした日前 五年 以内」と、 「法第百五条第二項にお ( ) て読み替えて準用する法第百四 \_ 条  $\mathcal{O}$ 

兀

第五項」とあるのは「平成二十八年四月一日以後」とする。

この 政 令の 施行前にした違 反行為に付する点数については、 なお従前 の例による。

3

## 理 由

0

部を改正する法律の一

道路交通法 か、

部の施行に伴い、

自動車又は原動機付自転車を運転中

の携帯電話使

運転免許試験手数料の標準等を改める等の必要があるからである。

用等に係る点数及

び

反則金

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

額等を改

め

るほ

運転免許に

関

する事

· 務 の

処

理に要する経費の

実情に鑑

み、